

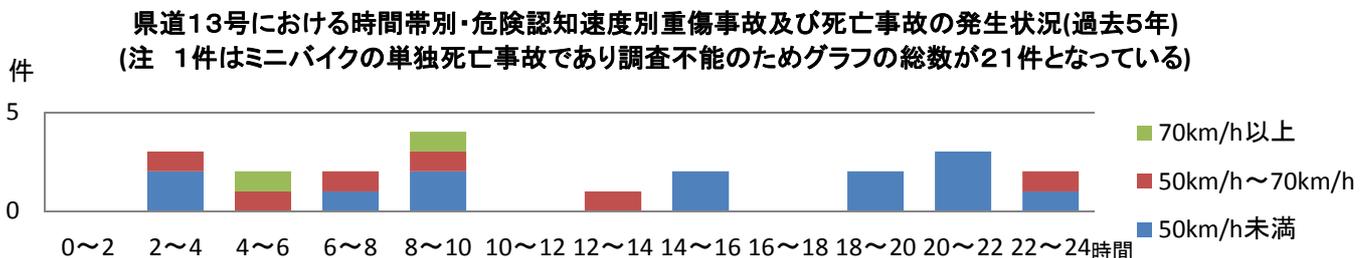
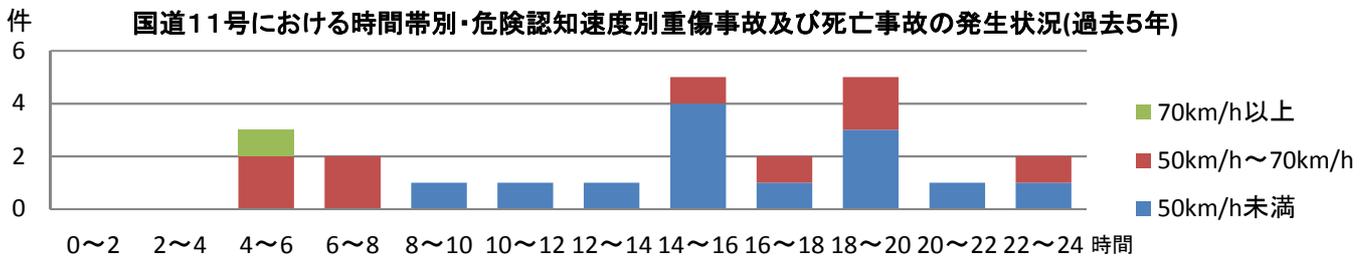
# 速度取締り指針

## 西条署の速度取締り重点路線

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道11号	14:00～16:00	飯岡地区	50km/h

◎ 重点路線・区間以外であっても、速度違反取締りを行います。

## 西条署管内における交通事故実態



### ○ 管内主要幹線道路別の過去5年間の事故発生状況

管内における主要幹線道路は、国道11号と県道13号である。

それぞれの、過去5年間の重傷事故以上の発生状況は、国道11号は23件中、死亡事故7件、重傷事故16件(うち仮想死亡事故7件)であり、県道13号は22件中、死亡事故3件、重傷事故19件(うち仮想死亡事故7件)である。

重傷事故以上の事故形態は、歩行者横断中の事故や出会い頭事故が多い。

速度80キロメートル毎時を超える高速での事故の死亡率は、80キロメートル毎時以下の48.5倍であることから、死者数を減少させるには、高速走行を抑止させることが不可欠と考えられ、上記重点路線のように高速道路から一般道路に流出直後に速度感覚が麻痺する傾向があることから、インターチェンジ周辺の国道11号での速度抑制を推進する必要がある。

## その他の交通指導取締り要点

◎ 速度取締り重点路線以外でも、管内の各交差点では、信号無視違反・横断歩行者等妨害違反の指導取締りを強化している。